

制定 2024年9月17日

社会実装連携・協力事業運用規程

(目的)

第1条 この規程は、建築・住宅に関連する多様な業種からなる会員企業等が協力して新技術の社会実装等に取り組む研究会活動を支援する社会実装連携・協力事業の運用を定め、もって建築・住宅技術の発展に寄与することを目的とする。

(事業の定義)

第2条 社会実装連携・協力事業は、建築研究開発コンソーシアム（本会）及び株式会社日本建築住宅センター（BHCJ）が協力して、新技術の社会実装に向けた取組みを支援するため、本会員企業等による研究会活動に必要なコンサルタントの外注等の支援を行う事業をいう。

(事業計画の募集)

第3条 事務局は、募集要項を作成し、研究開発推進等委員会の承認を得て、社会実装連携・協力事業の対象となる事業計画を公募することができる。

2. 本会の事業会員（正会員、準会員及び学会会員をいう。以下同じ。）又は委員会であってこの規程に基づく研究会設置を提案する者若しくは既存の研究会の代表者（主査）は、社会実装連携・協力事業応募申請書（様式1）を募集要項に従って提出することができる。
3. 前項の事業応募申請では複数年度の事業申請を可能とする。

(事業計画の審査)

第4条 事業計画の審査は、研究開発推進等委員会及び研究開発推進小委員会で行う。

2. 事業計画の審査は、研究開発等推進委員会及び研究開発推進小委員会ともに、定員の半数以上の者の審査をもって行うものとする。
3. 研究開発推進小委員会における審査については、希望により小委員会に所属しない研究開発推進等委員会の委員も参加することができる。
4. 研究開発推進小委員会においては、応募案件について、第5条の審査基準に基づき審査を行い、全応募案件について、第5条第1項の評価とあわせて採択予定、不採択予定の別を付して審査結果とする。
5. 前項の審査の際には、応募内容について、応募者と面談による質疑応答を行うことができる。
6. 研究開発推進小委員会は、第4項の審査結果を研究開発推進等委員会に報告する。
7. 研究開発推進等委員会は、研究開発推進小委員会から審査結果の報告を受け、原則として採択予定案件の中から採択案件と外注費用（当該年度分）を審査の上、決定する。
8. 研究開発推進等委員会は、前項の決定に当たってはBHCJに意見を求めるものとする。
9. 研究開発推進等委員会は、第7項の審査結果を運営委員会に報告する。

(事業計画の選定基準)

- 第5条 各応募案件について、各審査者は、研究目的、成果、研究の手法、関連技術の現状把握、外注する業務内容、社会実装の可能性について、評価を行う。
2. 研究開発推進小委員会では、前項の評価をもとに、案件ごとに採択予定又は不採択予定の別を決定する。

(説明会の開催)

- 第6条 本会事務局は、選定された事業計画に基づく研究会を実施するため、参加会員を募集する説明会を開催する。
2. 説明会においては、選定された事業計画の提案者が事業計画の内容を説明する。

(参加会員の募集)

- 第7条 本会事務局は、説明会の開催後、参加会員を募集する。その際、提案者は募集する会員について条件を付けることができる。
2. 参加募集は事業会員を対象として行う。
 3. 募集方法は、メールによるメールマガジン登録会員への通知及び本会ホームページへの掲載などとする。
 4. 募集案内に知的財産権等の保護に関して記載する。
 5. 本会事務局は、応募があった会員を提案者に通知する。

(社会実装連携・協力事業研究会の設置の審議)

- 第8条 本会事務局は、選定された事業計画の提案者から参加会員名簿の提出があった場合、速やかに研究開発推進等委員会に社会実装連携・協力事業として実施する研究会の設置の諾否を諮るものとする。
2. 社会実装連携・協力事業として実施する研究会の設置の諾否は、研究開発推進等委員会において決定するものとする。
 3. 研究開発等推進委員会は、前項の諾否の判断に当たって、BHCJに意見を求めるものとする。
 4. 本会事務局は、研究開発推進等委員会が研究会の設置の諾否を決定した場合、提案者にその決定結果を通知するとともに、設置を決定した研究会の内容を運営委員会に報告するものとする。

(社会実装連携・協力事業研究会の活動及び助成)

- 第9条 社会実装連携・協力事業として実施する研究会は、原則として事業会員で構成・運営されるものとする。

2. 社会実装連携・協力事業として実施する研究会は、原則として選定された事業計画の提案者が代表者（主査）となり、本会の委員会が提案を行った場合は、当該委員会または本会事務局が参加会員と調整し、代表者（主査）を決めて、代表者（主査）が主体的な運営を行う。
3. 本会及びBHCJは、協定を締結し、社会実装連携・協力事業として実施する研究会の活動を支援する業務をコンサルタント等に発注することができる。
4. 前項の発注は年度毎に行うものとする。
5. 社会実装連携・協力事業として実施する研究会に対して、研究会運用ガイドライン第9条の研究会支援費を支給するものとし、これをコンサルタント等への発注の対価に充てることができる。
6. コンサルタント等への発注は、BHCJによる支援費と、本会による研究会支援費の合計を上限とする。
7. この規程にもとづき設置された研究会は、この規程に定めるところにより運用されるものとし、この規定に定めのないことについては、研究会運用ガイドラインを準用する。

（社会実装連携・協力事業研究会活動の継続）

第10条 複数年度の事業として選定された事業計画に基づく研究会の代表者（主査）は、定められた期限までに、当該年度の報告書（様式2）を本会に報告しなければならない。

2. 前項の報告に併せて、代表者（主査）は、事業計画を必要に応じて修正して提出するものとする。
3. 研究開発推進等委員会は、報告を踏まえて事業計画を審査し、翌年度の社会実装連携・協力事業の諾否（外注費用がある場合は外注費用を含む）について決定する。
4. 研究開発推進等委員会は、前項の諾否の判断に当たって、BHCJに意見を求めるものとする。
5. 本会事務局は、研究開発推進等委員会が第3項の決定をした場合、提案者及び運営委員会にその決定結果を通知する。

（研究終了時の取扱い）

第11条 社会実装連携・協力事業として実施する研究会の代表者（主査）は、年度の研究が終了した時点又は募集要項に記載された期限までに、社会実装連携・協力事業終了報告書（様式3）を本会及びBHCJに提出しなければならない。

2. 研究開発推進等委員会は、社会実装連携・協力事業終了報告書について、適切であるかどうかの審査を行う。
3. 第2項の審査において不適切とされたものについては、本会及びBHCJは報告書の修正を研究会の代表者（主査）又は発注したコンサルタントに求めるものとする。
4. 第3項の措置を行った場合には、研究開発推進等委員会ですその結果について審議するものとする。

（研究成果の公開）

第 12 条 社会実装連携・協力事業として実施する研究会の代表者（主査）は、研究結果の概要を成果報告会等で会員に報告しなければならない。

2. 本会は、研究結果の概要を本会ホームページで会員に対し公開するものとする。また、本会及び BHCJ は提出された報告書を自由に公開できるものとする。

（知的財産権の帰属）

第 13 条 本会及び BHCJ は、本規程に基づく支援をもって、研究会等活動によって生み出された知的財産権の全部又は一部を取得することを求めないものとする。

（規程の改廃等）

第 14 条 本規程の改定、廃止等については、研究開発推進等委員会の承認を経て行う。

2. この規程に拠りがたい事情が生じたときは、研究開発推進等委員会の承認を得た上で取り扱うものとする。

社会実装連携・協力事業応募申請書

1. 応募研究テーマ名（社会実装連携・協力事業として実施する研究内容を端的に表す研究テーマ名にしてください）

2. 応募者名（事業会員又は委員会で研究会を設置する者、既存研究会の別により以下を記入してください）

(1) 事業会員又は委員会からの応募の場合

① 事業会員又は委員会の名称

② 担当者の所属、氏名

③ 設置研究会の名称

(2) 既存研究会からの応募の場合

① 研究会の名称

② 代表者（主査）の氏名

※ 連絡先（審査会の案内、結果の通知など、事務的な連絡をさせていただきます）

氏名：

団体名：

所属部署名：

住所：

電話：

FAX：

e-mail：

社会実装連携・協力事業研究計画書(A4 用紙 2～3 枚程度で作成のこと。説明用図版は A4 用紙で 1 枚まで添付可とする)

1. 研究の期間 (社会実装連携・協力事業として実施する研究の期間を記入してください)
2. 研究の目的・必要性 (社会実装連携・協力事業として実施する研究について目的・必要性を記入してください)
3. 期待される具体的な成果 (社会実装連携・協力事業として実施する研究について期待される成果を具体的に記入してください。研究期間が複数年度の場合には、年度ごとの成果を記載してください)
4. 研究成果の社会実装における位置づけ (「3. 期待される具体的な成果」が対象の新技术等の社会実装にどのように寄与するかについての想定を記載してください)
5. 研究の方法・手順 (研究の方法・手順について、具体的に記入してください)
6. 対象技術・関連技術の現状及び動向 (研究対象となる技術の現状について、具体的に記入してください。また、関連する既存技術がある場合は、特許等も含め、その現状及び動向について記入してください)

7. 外注する業務の内容 (社会実装連携・協力事業として実施する研究について、当該年度に外注を希望する業務の内容、期間、概算金額を記入してください。外注が複数になる場合には、1件ごとに記入してください)

[参考] (社会実装連携・協力事業として実施する研究について、複数年度にわたる場合、翌年度以降に外注を希望する業務の内容、期間、概算金額を年度ごとに記入してください。外注が複数になる場合には、1件ごとに記入してください)

8. 社会実装連携・協力事業として実施する研究会

(1) 既存研究会から参加が見込まれる会員について (既存研究会の名称、構成、会員数等を記載してください)

(2) 事業計画が選定された場合の会員の公募について

① 参加条件

② 関連する業種

③ 参加者募集用紹介文

9. 社会実装連携・協力事業として実施する研究会の予算 (社会実装連携・協力事業による外注、研究会支援費、その他の別に、利用する予算を記載してください。複数年度の計画の場合には年度ごとに記載してください。また、外部資金を調達する場合には外部資金調査表に具体的に記入してください)

10. 社会実装連携・協力事業による支援終了後の研究会について (社会実装連携・協力事業による支援が終了した後、研究会をどうする予定か記載してください。)

年 月 日

社会実装連携・協力事業 応募テーマ

外部資金調査表

当会の社会実装連携・協力事業について、研究会等が当会以外からの外部資金を調達する場合は、以下の各項目に記入の上事務局へ提出ください。

研究会名： _____

問合せ先： 委員長・主査・幹事など（法人名、氏名）

本研究テーマの予定費用総額 A（概算可）： ¥ _____

当会の社会実装連携・協力事業以外の外部資金の予定（○を付ける、複数選択可）

- ・ 公的資金（補助金、助成金等）
- ・ 研究会の参加企業による分担
- ・ その他（ ）
- ・ なし

予定費用内訳（外部資金予定、見込み、概算で可）

法人名、機関・団体名	分担金額	備考（補助金の名称等）
建築研究開発コンソーシアム		社会実装連携・協力事業
日本建築住宅センター		社会実装連携・協力事業
計： 予定費用総額 (上記Aと同額)		

以上

社会実装連携・協力事業年度末報告書（〇〇年度）

複数年度の事業として選定された事業計画に基づいて実施する社会実装連携・協力事業は、定められた期日※までに本報告書を提出し、翌年度の継続の諾否の審査を受けるものとされています。本報告書が提出されない場合には、翌年度の社会実装連携・協力事業の支援は受けられません。

※ 2月の研究開発推進等委員会に付議できるよう年度毎に設定される

1. 社会実装連携・協力事業研究会の名称、代表者、連絡先

(1) 社会実装連携・協力事業研究会の名称

(2) 社会実装連携・協力事業研究会の代表者

※ **連絡先**（審査会の案内、結果の通知など、事務的な連絡をさせていただきます）

氏名：

団体名：

所属部署名：

住所：

電話：

FAX：

e-mail：

2. 社会実装連携・協力事業研究会の活動状況

(1) 会員数（既存研究会からの会員、事業選定後に参加した会員、年度内に増減した会員）

(2) 研究会の開催状況（開催日、内容、参加会員数）

3. 当該年度の計画の進捗状況

(1) 予定通り進捗しているもの（見込みを含む）

(2) 予定通り進捗していないもの（理由などを含めて記載してください）

4. 次年度に希望する支援（社会実装連携・協力事業として実施する次年度の研究について、外注を希望する業務の内容、期間、概算金額を記入してください）

※ 本報告書に、見え消しで時点修正した社会実装連携・協力事業研究計画書と、その他参考になる書類（任意）を添付してください。

社会実装連携・協力事業終了報告書

建築研究開発コンソーシアム会長 澤地 孝男 殿

研究テーマ「
」について、建築研究開発コンソーシアム〇年度社会実装
連携・協力事業による研究が終了したので、以下の書類を提出して報告します。

応募研究テーマ名：

応募代表者名：

応募者名：

研究の概要

研究成果の社会実装における位置づけ（得られた成果が対象の新技术等の社会実装にどのように寄
与するかについての想定を記載してください）

年 月 日

所属

氏名（原則として、応募代表者名）

※A4用紙1枚に収める。説明図版用にA4用紙1枚の別紙の添付は可。